

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日休む、  
翌日の翌)

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第六百七十六号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一(一)保安林予定森林の所在場所

- 米子市大篠津町字東五七の二、東ノ二七二二の一、七四二の一、字安田三八四の二、三八五の四、字戎六九〇の四、七〇一の四、字高場八五〇の四、八五二の二、富益町字新開巷一の三、一の二六、一の一七、三の二二、字新開式二二の一、二二の一〇、字新開参二四の一、二四の三、二六の一、二六の一六、字新開四 五〇の一、五〇の一〇、五一の一、五一の八、五三の一、五三の九、字新開五五四の一、五四の三、五六の一、五六の九、五七の一、五七の八、字新開六 六七の一、六七の一四、六八の一、六八の一三、六九の一、六九の一七、字新開七 七〇の一、七〇の一〇、七一の一、七一の七、七三の一、字新開八 九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の三、一一二の一、一一二の九、字新開九 一二一の一、一二一の三、一二八の一、一二八の四、一二八の六、一三六の一、一三六の四、字新開拾 一三九の一、一三九の九、一四〇の一、一四〇の一一、一五四の一、一五四の五、一五五の一、一五五の七、字新開拾

## 目 次

◇ 告 示 解除予定の保安林

保安林予定森林

土地改良区の役員の就退任

◇ 選挙告示

政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第六百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字榎原字丸山頭（国有林。次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 解除の理由

老一六四の一、一六四の八、一八五の一、一八五の五、一八八の一、一八八の五、一九八の一、一九八の七、字新開拾貳二〇八の一、二〇八の四、二一〇の一、二一〇の八、二二五の一、二二五の一〇、字新開拾參二二六の一、二二六の八、二三〇の一、二三〇の五、二三三の一、二三三の七、二三六の一、二三六の九、夜見町字砂浜三〇八八の一、字砂浜一三〇九二の一、三〇九三の一、字砂浜二三〇九五の一、三〇九五の一、三〇九六の一、字砂浜三三〇九七の一、三〇九八の一、三〇九九の一、字砂浜四三二〇〇の一、三一〇一の六、三一〇二の一、字砂浜五三二〇三の一、三一〇四の一、河崎町字大水落沖三三三三の四から三三三三の七まで、三三三四の一、三三三五の一、三三三六、三三三七、三三三八の二、三三三九、両三柳町字三保向ヒ四五八一の二から四五八一の二二まで、字三右衛門道西北三〇五一の一五字平左衛門道左右三〇八一の三、字代吉郎道西三〇八二の二、字御免地道東三一〇四の一(次の図に示す部分に限る。)、三一〇四の二、字御免地道西沖三一二四の一(次の図に示す部分に限る。)、三一二四の二、字新川西三一二五の二・三一二五の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、三一二五の四、字幸助道左右三一九〇の二(次の図に示す部分に限る。)、三一九〇の三、字治平道左右三一九一の一から三一九一の三まで(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、三一九一の四、字忠次郎道西三二〇三の四

(一) 指定の目的

飛砂の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

米子市大崎町字高砂中二二八七の一、富益町字米川西六四四二五

(二) 指定の目的

飛砂の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する

昭和四十三年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	山田 伝次郎	東伯郡東郷町大字藤津
"	森 清治	" 引地
"	前田 俊治	" 門田
"	岡本 正雄	" "
"	山田 善治郎	" 野花
"	北田 昇一	" 羽合町大字上浅津
"	中村 武夫	" "
"	嶋田 安夫	" "
"	山下 義春	" 南谷
"	浅井 益三	" 下浅津
"	本荘 英博	" 東郷町大字野方
"	故島 賢市	" 羽合町大字長瀬
監事	藤原 敏治	" 上浅津
"	神波 勝衛	" 東郷町大字長和田
"	秋久 清二	" 久見

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	森 清治	東伯郡東郷町大字引地三五六番地
"	鹿田 近雄	" 長和田五八九 "
"	前田 俊治	" 門田二八二 "
"	岡本 正雄	" 四二五 "
"	嶋田 安夫	羽合町大字上浅津一一六番地一
"	中村 武夫	" 一三四番地
"	北田 昇一	" 二九一番地一
"	浅井 益三	" 下浅津二三一番地三
"	山下 義春	" 南谷三五一番地
"	本荘 英博	東郷町大字野方 六六番地
"	故島 賢市	羽合町大字長瀬二五〇番地六
監事	藤原 敏治	" 上浅津六三三番地一
"	山田 善治郎	東郷町大字野花四五一番地
"	秋久 清二	" 久見五四番地

昭和四十三年七月九日臨時総代会において選挙の結果当選し七月二十五日就任任期四年

米川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	木村 諒	米子市富益町
----	------	--------

昭和四十三年四月十九日死亡に伴い退任

中海土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	大西雄之進	米子市彦名町
"	渡部一太郎	" 大崎
"	木村賢	"
"	武良盛	"
"	矢倉甬	"
"	松本美寿	" 葭津
"	山口政市	"
監事	矢倉祐二	" 大崎
"	矢倉虎彦	"
"	松本務	" 葭津

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理事	大西雄之進	米子市彦名町七四二二番地の二
"	渡辺一太郎	大崎 二八五番地
"	木村賢	" 七八〇
"	武良盛	" 一八〇八

理事	矢倉甬	" 一四四三
"	松本美寿	葭津 一八一三
"	山口政市	" 一二〇二
監事	松本人史	大崎 一〇〇六
"	矢倉虎彦	" 二八二〇
"	松本務	葭津 五五七

昭和四十三年五月二十四日第一回臨時総代会において総選挙の結果  
当選任期四年

大鴨土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	早川忠篤	倉吉市河原町
----	------	--------

昭和四十三年三月三十日退任

監事	西村音造	倉吉市旭田町
"	石田春光	" 上古川
"	山本弘	" 鴨河内
"	増田高德	" 丸山町

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

監事	石田春光	倉吉市上古川 二九〇
"	山本弘	" 鴨河内二五三七
"	増田高德	" 丸山町 四七七ノ一
"	坂本武男	" 旭田町八七

昭和四十三年七月十六日役員選挙会において当選し八月九日就任  
期三年

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十三条及びこれを  
準用する同法第十八条の規定による昭和四十三年七月七日執行の参議院議  
員通常選挙に係る政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報  
告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十三年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

藤

章

政 党、 協 会 そ の 他 の 団 体 の 収 支 に 関 す る 報 告 書 要 旨

- 1 種 類 政治資金規正法第13条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和43年1月1日  
昭和43年7月22日  
(参議院議員通常選挙)
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入の総額		1件千円以上の寄附の総額		1件五百円以上の寄附の総額		支出の総額	1件千円以上の支出の総額		1件五百円以上の支出の総額		報告書受理年月日
	円	件数	円	件数	円	件数		円	件数	円	件数	
国鉄労組政治連盟米子支部	0	0	0	0	0	0	60,000	2	60,000	0	0	43. 7. 25
自由民主党鳥取県支部連合会	1,000,000	1	1,000,000	0	0	0	867,599	30	815,994	0	0	43. 9. 14
自由民主党本部	5,000,000	0	0	0	0	0	5,000,000	3	5,000,000	0	0	43. 9. 16
全国小売酒販政治連盟	0	0	0	0	0	0	100,000	1	100,000	0	0	43. 7. 29
日本自治同志会	0	0	0	0	0	0	50,000	1	50,000	0	0	43. 7. 23
日本社会党鳥取県本部	500,000	0	0	0	0	0	500,000	1	500,000	0	0	43. 9. 9
農業政策研究会	1,700,000	0	0	0	0	0	1,700,000	2	1,700,000	0	0	43. 7. 20

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所在地
1 自由民主党鳥取県支部連合会	1,000,000円	1件	自由民主党		東京都千代田区
2 農業政策研究会	1,700,000円	1件	全国農業協同組合協議会		東京都新宿区
(2) 支出	支出の総額	件数	支出の目的		
政党、協会その他の団体名					

1	国鉄労組政治連盟 米子支部	10,000円	1件	旅費
		50,000円	1件	附金
2	自由民主党鳥取県支部連合会	60,000円	2件	助成費
		70,191円	2件	費
		95,000円	3件	人件費
		159,920円	7件	広告費
		286,000円	4件	印刷費
		63,193円	4件	通信運搬費
		19,990円	2件	交通費
		1,500円	1件	文具費
		38,920円	2件	食糧費
		21,280円	3件	宿泊費
3	自由民主党本部	2,000,000円	1件	公認料
		3,000,000円	2件	負担金補助及び交付金
4	全国小売酒販政治連盟	100,000円	1件	附金
5	日本自治同志会	50,000円	1件	附金
6	日本社会党鳥取県本部	500,000円	1件	附金
7	農業政策研究会	1,700,000円	2件	附金